



総合支援学校における放課後児童クラブの実施について（平成20年9月定例会）

障害のある児童・生徒の放課後の過ごし方は、約70%が自宅や宿舎へ帰宅。15%が部活。残りの15%が学童保育やデイケアを受けているそうです。

放課後児童クラブを利用している障害のある児童は201人で、これは3年前の104人に比べ、倍増しています。

市町が実施する日中一時支援事業を利用している約450人のうち、約半数の200人程度が総合支援学校の児童生徒です。

それならば、施設がバリアフリー化されており、また、利用者の通所の利便性からも、総合支援学校を開放し、日中一時支援事業や放課後児童クラブを実施する方が、より高い安全性が確保できるのではないのでしょうか。

市町との連携、学校施設の管理など、色々な課題があるかもしれませんが、日中一時支援事業や放課後児童クラブの実施に関し、県教委としても、総合支援学校の施設利用について、一層の支援を行っていただきたいと思いますが、教育長のご所見をお伺いします。

【教育長答弁】

障害のある子どもたちの放課後等における安全で健やかな居場所づくりを進めることは重要であります。

今後とも、障害のある子どもたちの放課後等における環境づくりが進むように、実施主体であります市町等の意向を踏まえて、地域におきまして、可能な限り総合支援学校の施設の有効利用について努めてまいります。